

ボランティア保険に加入しよう



ボランティア活動でも、ボランティア自身がケガをすることも、相手の物を壊してしまったり、不慮の事故にみまわれることもあります。「無償の活動だから責任を免除される」ということはありません。そんな万一の事故のとき、「ボランティア保険」が役立ちます。ボランティア登録とともに、保険加入をボランティアセンターで受け付けています。保険の内容や加入手続きの方法、保険料などについてはお気軽に最寄りのボランティアセンター(P16～P18)にお問い合わせください。

※ 保険の補償内容・条件等は年度ごとに変更されます。最新のものをご確認ください。

ホームページでもご案内しています。 <http://www.kyoshakyo.or.jp>

申し込み用紙もダウンロードできます。

ボランティア保険は

ボランティア活動中の偶発な事故により、

- ①ボランティア自身がケガをした場合の「傷害保険」
- ②ボランティアが対象者および第三者の体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任保険」

この2つの補償がセットになった保険です。

※ 「ボランティア保険」のほか、「行事保険」や、福祉事業者総合補償制度「まごころワイド」があります。